

(第一類 第九号)

衆議院 第百八十九回国会

經濟產業委員會議錄 第二十二号

平成二十七年六月十一日(金曜日)

出席委員

理事	佐藤ゆかり君	理事	鈴木 淳司君
理事	田中 良生君	理事	三原 朝彦君
理事	八木 哲也君	理事	鈴木 義弘君
理事	富田 茂之君	理事	

同 鈴木克昌君紹介（第一九二三号）  
同（横路孝弘君紹介）（第一九二三号）  
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件  
貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を  
改正する法律案(内閣提出第五一三号)

○江田委員長　これより会議を開きます。  
開会に先立ちまして、民主党・無所属  
日本共産党所属委員に対し、御出席を要請  
ましたが、御出席が得られません。  
再度理事をして御出席を要請いたしま  
しょうくお待ちください。  
速記をとめてください。

〔速記中止〕

理事会をして再度御出席を要請いたしましたが、民主党・無所属クラブ、日本共産党所属委員の御出席が得られません。やむを得ず議事を進めます。

内閣提出、貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。これより趣旨の説明を聴取いだします。宮沢経済大臣。

## 貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

第一類第九号

經濟產業委員會議錄第一二二號

平成二十七年六月十二日

は、日本企業の国際展開を支援することで、新興国とのインフラ整備など、海外の旺盛な需要を獲得していくなければなりません。

貿易保険制度は、対外取引を行う者が戦争やテロなどの発生によってこうむる損失を填補するもので、日本企業の国際展開に必要不可欠な制度であります。今般、平成二十五年十一月に閣議決定された独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき、貿易保険制度をより効率的かつ効果的に運営する体制を整備するため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、貿易保険制度を運営する独立行政法人日本貿易保険について、そのガバナンスを向上させつつ機動的な経営を可能とするために株式会社に変更し、政府は當時その株式の総数を保有していなければならぬとのとします。

第二に、日本貿易保険と政府との再保険契約を管理する貿易再保険特別会計を廃止し、貿易保険制度の経理を日本貿易保険に元化します。同時に、保険金が確実に支払われるよう、日本貿易保険による資金調達が困難となる場合には、政府が予算の定める範囲内において必要な財政上の措置を講ずるものとします。

第三に、貿易保険の引き受けに国の政策を反映させるため、国が貿易保険の引き受け基準を定めることとするとともに、国が日本貿易保険による保険の引き受けについて意見を述べることができるものとします。

その他、一定の海外事業を行ふ国内事業者への融資について、これを貿易保険の対象に追加するなど、所要の措置を講じます。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください

ます。ようよろしくお願ひ申し上げます。  
○江田委員長 これにて趣旨の説明は終わりまし  
た。

午前十時十五分散會

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

**(貿易保険法の一部改正)**

**第一条 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。**

「第三節 業務等(第十三条—第十八条)」を第  
四節 雜則(第十九条—第二十一条)」を第  
八条 第十二条を第七条—第十一条に、  
会社日本貿易保険に「第七条」を「第六条」に  
目次中「独立行政法人日本貿易保険」を「独立行政法人日本貿易保険」に改む

三節 業務(第十二条—第十六条)  
四節 財務及び会計(第十七条—第三十条)に、  
五節 雜則(第三十一条—第三十八条)」

四十三条】に、「第一一十七条—第三十条」を「第四

十四条—第四十七条】に、「第三十一条—第三十

三条】を【第四十八条】—【第五十条】に、【第三十四  
条】—【第三十六条】を【第五十一条】—【第五十三条】

に、「第三十七条—第三十九条」を「第五十四条

「第五十六条」に、「第四十条—第四十四条」を

〔第四十九條〕を〔第六十一條〕、〔第六十五條〕は  
〔第五十一条〕を〔第六十六條〕に

六十八条」に、「第五十二条・第五十三条」を「第

卷之三









一 号ト及び同項第一号亦並びに第三十四条第  
二項の改正規定並びに附則第二十三条の規  
定 平成二十八年四月一日

## (設立委員)

第一条 経済産業大臣は、設立委員を命じ、株式  
会社日本貿易保険(以下「会社」という。)の設立  
に関して発起人の職務を行わせる。

## (定款)

第三条 設立委員は、定款を作成して、経済産業  
大臣の認可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の認可をしようとする  
ときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなけれ  
ばならない。

## (会社の設立に際して発行する株式)

第四条 会社の設立に際して発行する株式に関する  
次に掲げる事項及び会社が発行することがで  
きる株式の総数は、定款で定めなければならない。

一 株式の数  
二 株式の払込金額(株式一株と引換えに払い  
込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額を  
い。)

三 資本金及び資本準備金の額に関する事項  
2 会社の設立に関する事項について発行する株式について  
は、会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百  
四十五条第二項の規定にかかるわらず、附則第六  
条の規定により政府及び独立行政法人日本貿易  
保険(以下「日本貿易保険」という。)が会社の設  
立に際し出資した財産の額の二分の一を超える  
額を資本金として計上しないことができる。こ  
の場合において、同法第四百四十五条第一項中  
「この法律」とあるのは、「この法律又は貿易保  
険法及び特別会計に関する法律の一部を改正す  
る法律(平成二十七年法律第  
号)」とする。

(株式の引受け)

第五条 会社の設立に際して発行する株式の総数  
は、政府及び日本貿易保険が引き受けるものと  
し、設立委員は、これを政府及び日本貿易保険  
に割り当てるものとする。

2 前項の規定により日本貿易保険に割り当てる  
れた株式による会社の設立に関する株式引受け人  
としての権利は、政府が行使する。

## (出資)

第六条 政府は、会社の設立に際し、会社に対  
し、第二条の規定による改正前の特別会計に関  
する法律(以下「旧特別会計法」という。)第二条

第一項第十四号の規定により設置された貿易再  
保険特別会計(以下「旧貿易再保険特別会計」と  
いう。)に所属する財産(政令で定めるものを除  
く。)を出資するものとする。

2 日本貿易保険は、会社の設立に際し、会社に  
対し、その財産の全部を出資するものとする。

## (創立総会)

第七条 会社の設立に係る会社法第六十五条第一  
項の規定の適用については、同項中「第五十八  
条第一項第三号の期日又は同号の期間の末日の  
うち最も遅い日以後」とあるのは、「貿易保険法  
及び特別会計に関する法律の一部を改正する法  
律(平成二十七年法律第  
号)附則第五条第一  
項の規定による株式の割当後」とする。

(会社の成立)

第八条 附則第六条の規定により政府及び日本貿  
易保険が行う出資に係る給付は、この法律の施  
行の時に行われるものとし、会社は、会社法第  
四十九条の規定にかかるわらず、その時に成立す  
る。

## (設立の登記)

第九条 会社は、会社法第九百十一条第一項の規  
定にかかるわらず、会社の成立後遅滞なく、その  
設立の登記をしなければならない。

(政府への無償譲渡)

第十条 日本貿易保険が出資によって取得する会  
社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲  
渡されるものとする。

## (会社法の適用除外)

第十一條 会社法第三十条及び第一編第一章第三  
節の規定は、会社の設立については、適用しな  
い。

## (国の権利義務の承継)

第十二条 会社の成立の際現に国が有する権利及  
び義務のうち、第一条の規定による改正前の貿  
易保険法(以下「旧貿易保険法」という。)による  
政府の再保険事業に関するものは、政令で定め  
るところにより、政令で定めるものを除き、会  
社が承継する。

第十三条 日本貿易保険は、会社の成立の時にお  
いて解散するものとし、その一切の権利及び義  
務は、その時において会社が承継する。

2 日本貿易保険の平成二十九年三月三十一日に  
終わる中期目標の期間(独立行政法人通則法(平  
成二十九年法律第百三号)以下「通則法」という。)  
第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の  
期間をいう。以下の条において同じ。)における  
最後の事業年度の直前の事業年度の終了後日  
本貿易保険が通則法第三十二条第一項の規定に  
より評価を受けなければならない事項について  
の同項第二号の規定の適用については、同号中  
「実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれ  
る中期目標の期間における業務の実績」とある  
のは、「実績」とする。

3 日本貿易保険の平成二十九年三月三十一日に  
終わる中期目標の期間における最後の事業年度  
における業務の実績及び中期目標の期間におけ  
る業務の実績については、会社が従前の例によ  
り評価を受けるものとする。この場合において  
て、通則法第三十二条第二項の規定による報告  
書の提出及び公表は会社が行うものとし、同条  
第四項前段の規定による通知及び同条第六項の  
規定による命令は会社に対してなされるものと  
する。

4 日本貿易保険の平成二十九年三月三十一日に  
終わる事業年度に係る通則法第三十八条及び第  
三十九条第一項の規定により通則法第三十八条  
第一項に規定する財務諸表、事業報告書及び決  
算報告書に関する限り独立行政法人(通則法第一  
項に規定する職員及びその所管する独立行政  
法人をいう。)のうち国家公務員共済組合法(昭和  
三十三年法律第二百二十八号)第二百二十四条の三  
の規定により読み替えて適用する同法第三条第  
一項の規定により経済産業省に属する同法第二  
条第一項第一号に規定する職員及びその所管す  
る独立行政法人(通則法第一項に規定する職員とみな  
れる者をもって組織された国家公務員共済組  
合(以下この項及び第三項において「経済産業省  
共済組合」という。)の組合員であるものに限

## 行うものとする。

5 日本貿易保険の平成二十九年三月三十一日に  
終わる事業年度における利益及び損失の処理に  
ついては、会社が従前の例により行うものとす  
る。

6 第一項の規定により日本貿易保険が解散した  
場合における解散の登記については、政令で定  
める。

る。)が施行日において引き続いて会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員(同条の規定により同号に規定する職員とみなされるものに相当するものに限る。以下この条において「役職員」という。)となる場合であつて、かつ、引き続き施行日以後において会社の役職員である場合には、同法の規定の適用については、当該役職員は、施行日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があると経済産業省共済組合が認めた場合には、その認めた日)までに経済産業省共済組合に申出をしたときは、施行日以後引き続く当該役職員である期間経済産業省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。

### 2 前項に規定する会社の役職員が同項に規定する期限内に同項の申出を行うことなく死亡した場合には、その申出は、当該期限内に当該役職員の遺族(国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。次項において同じ。)が施

行日の前日において日本貿易保険の役員又は職員として在職する者(同日において経済産業省共済組合の組合員であるものに限る。)が施行

日において引き続いて会社の役職員となる場合であつて、かつ、当該役職員又はその遺族が第一項に規定する期限内に同項の申出を行なかつた場合には、当該役職員は、国家公務員共済組合法の適用については、施行日の前日に退職(同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなす。

### (国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による費用の負担)

第十六条 附則第十二条の規定により会社が承継する権利及び義務のうち、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)第三条の二第一項に規定する費用及び同法第五十四条第一項に規定する追加費用の負担に関し必要な事項は、政令で定め

る。

る。)が施行日において引き続いて会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員(同条の規定により同号に規定する職員とみなされるものに相当するものに限る。以下この条において「役職員」という。)となる場合であつて、かつ、引き続き施行日以後において会社の役職員である場合には、同法の規定の適用については、当該役職員は、施行日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があると経済産業省共済組合が認めた場合には、その認めた日)までに経済産業省共済組合に申出をしたときは、施行日以後引き続く当該役職員である期間経済産業省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。

### 2 前項に規定する会社の役職員が同項に規定する期限内に同項の申出を行うことなく死亡した場合には、その申出は、当該期限内に当該役職員の遺族(国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。次

項において同じ。)が施

行日の前日において日本貿易保険の役員又は職員として在職する者(同日において経済産

業省共済組合の組合員であるものに限る。)が施

行日において引き続いて会社の役職員となる場合であつて、かつ、当該役職員又はその遺族が第一項に規定する期限内に同項の申出を行な

かづた場合には、当該役職員は、国家公務員共

済組合法の適用については、施行日の前日に退

職(同法第二条第一項第四号に規定する退職を

いう。)をしたものとみなす。

### (国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による費用の負担)

第十六条 附則第十二条の規定により会社が承継する権利及び義務のうち、国家公務員共

済組合法の长期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)第三条の二第一項に規定する費用及び同法第五十四条第一項に規定する追加費用の負担に関し必要な事項は、政令で定め

る。

### (商号に関する経過措置)

第十八条 第一条の規定による改正後の貿易保険法(以下「新貿易保険法」という。)第六条の規定

は、この法律の施行の際現にその商号中に株式

会社日本貿易保険という文字を使用している者

については、この法律の施行後六月間は、適用

しない。

### (事業計画等に関する経過措置)

第十九条 会社の成立の日の属する事業年度の事業計画及び償還計画についての新貿易保険法第

十八条及び第二十七条の規定の適用について

は、これらの規定中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

### (法人税に係る課税の特例)

第二十条 会社が附則第十二条及び第十三条第一

項の規定により承継する資産及び負債について

法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法

人税に関する法令の規定を適用する場合には、

附則第十四条第一項の規定により評価委員が評

価した価額をその承継の時における価額とみなす。

### (旧保險に関する経過措置)

第二十二条 附則第一条第一号に掲げる規定の施

行の日前に日本貿易保険が引き受けた普通貿易

保険、出資外國法人等貿易保険、貿易代金貸付

保険及び海外事業資金貸付保険並びに同日前に

成立したこれらの貿易保険の再保険の保険関係

については、なお従前の例による。

### (特別会計に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施

行の日前に日本貿易保険が引き受けた普通貿易

保険、出資外國法人等貿易保険、貿易代金貸付

保険及び海外事業資金貸付保険並びに同日前に

成立したこれらの貿易保険の再保険の保険関係

については、なお従前の例による。

### (政令への委任)

第二十四条 旧貿易再保険特別会計の平成二十八

年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の

決算に關しては、なお従前の例による。

この法律の施行の際現に旧貿易再保険特別会

計に所属する権利及び義務は、附則第十二条の

規定により会社に承継されるものを除き、政令

で定めるところにより、一般会計に帰属するも

のとする。

3 政府は、必要があると認めるときは、予算で

定める金額の範囲内において、会社に対し、こ

の法律の施行前に貿易保険法の一部を改正する

法律(平成十一年法律第二百二号)による改正前

の貿易保険法による政府の保険及び旧貿易保

險法による政府の再保険に關して取得した債権又

は回収金を受ける権利であつて、対外債務を履行

することが著しく困難であると認められる国

の政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる

者又は当該国の法人若しくは人に関するものに

ついて、国際約束で定めるところにより、免除

又は放棄したために必要な経費に相当する額の交付金を交付することができる。

4 この法律の施行前に旧特別会計法第百八十六条第一項第一号及び第二号に掲げる経費の財源に充てるため旧特別会計法第六条及び第一百八十六条第一項の規定により繰り入れられた金額は、国から会社に対し無利子で貸し付けられた

又は放棄したために必要な経費に相当する額の交付金を交付することができる。

5 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

4 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

5 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

6 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

7 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

8 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

9 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

10 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

11 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

12 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

13 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

14 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

15 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

16 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

17 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

18 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

19 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

20 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

21 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

22 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

23 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

24 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

25 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

26 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

27 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

28 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

29 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

30 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

31 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

32 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

33 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

34 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

35 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

36 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

37 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

38 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

39 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

40 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

41 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

42 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

43 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

44 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

45 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

46 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

47 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

48 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

49 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

50 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

51 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

52 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

53 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

54 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

55 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

56 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

57 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

58 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

59 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

60 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

61 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

62 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

63 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

64 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

65 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

66 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

67 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

68 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

69 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

70 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

71 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

72 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

73 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

74 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

75 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

76 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

77 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

78 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

79 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

80 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

81 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

82 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

83 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

84 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

85 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

86 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

87 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

88 前項

